

または市街化区域の指定がない人口10万人以上の都市の県道、文化財保護法に基づき、市町村が条例などにより指定した景観保全地域や町並み保存区域内の県道において優先的に事業を行います。事業費は1キロメートル当たり5億3千万円と多額の費用がかかると言われていました。事業費は2分の1が国庫補助で、残りを県と電気通信事業者が負担します。そのほかに、ケーブルの引き込みやトランスなどを納める地上機器の設置は電気通信事業者が負担します。

ご質問の路線は、採択条件には当てはまりませんので、無電柱化事業はできません。

また、景観に配慮した舗装にして、白線部分の歩行者側を緑色にペイントし、歩行者の安全を確保すべきだということです。景観に配慮した舗装にするには、5千万円ほどの工事費がかかります。

従いまして、費用対効果の面から工事は不可能です。また、緑色の舗装は通学路に限り施工しています。現在、通学路の緑色の舗装は多くの要望をいただいております。順番待ちの状態です。何より当地区は通学路に指定されておられません。通学路ではありませんので、緑色に舗装することはできません。

また、景観保全地区に指定し、玄関前の改築に補助金を出して

はどうかとのご質問ですが、景観保全の指定は、歴史的な街道や歴史的な神社仏閣の門前町、お城の城下町など、歴史的に価値のある地区を条例で指定して景観を保全するものです。

以上のことから、この地区を景観保全地区に指定することはできません。

従いまして、玄関先の改築に補助金を出すこともできません。このような補助を行うよりも、現在行っている耐震補強工事の補助金を増やした方が、人命を守る上でよほど有効であると考えます。

今後の道路施策は、第5次八百津町総合計画にも記載しているとおり、道路の橋梁、擁壁、側溝、舗装、安全施設などを健全な状態に保ち、次の世代へ引き継ぐためにも、これからの道路施設の維持補修工事に重点的に予算を投入していく計画です。

今後は、真に必要な道路工事を行って行く所存ですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

「杉原千畝通り」の町長の考えは

本町通りの「杉原千畝通り」にしてはどうかということ

「これを「考えます」、「これから検討します」、それか「もうやりません」、その3点の中で町長はどう考えているのか伺う。

答 (金子町長) 現在、八百津町はユネスコへ申請しており、その途中で「センポ杉原通り」にするという計画はどうかという質問に対しては差し控えていただきたいと思います。

加藤 良治 議員

Q1 「顕彰・杉原千畝」のあり方について

問 「世界の記憶」の変更の経緯と町内外への対応は

これまで八百津町は、約25年(四半世紀)にわたり、杉原千畝氏の功績を伝えるという使命感から様々な顕彰活動を八百津町から発信し、県を初め国や多くの研究者の指導を賜りながら実施してきた。さらに、今般「杉原リスト」1940年、杉原千畝が避難民救済のための人道主義・博愛精神に基づき、大量発給した日本通過ビザ発給の記録を「世界の記憶」認定を指し、現在朗報を心待ちしている状況である。

申請時の町長・赤塚新吾氏は、「世界各地では、今なお人種差別や偏見などによる戦争が絶えない。杉原千畝氏が当時取った行動は、勇気があり、世界的に見ても貴重なものであった。日

本の八百津町は、彼の行動を世界中に発信して人々の記憶にとどめ、世界平和と命の大切さを後世に継承したい」と申請時の所信を語っておられる。私も大いに賛同し、議会としてもその志を同じくしたものであると同時にそれは、町内はもちろん、近隣市町村をはじめ岐阜県下や日本中から注目を集めることになった。そして、「命のビザ」

の当事者、それから関係者をはじめ世界中から注目されることへの覚悟を意味した。既に町執行部は承知だとは思いますが、自身の不勉強さを恥じ、杉原千畝氏の功績をはじめ、町の顕彰活動について改めて調査研究、視察を行ってきた。そんな中で、一部の報道や杉原千畝氏のご親族の方々からの情報には、新たな発見や感動するエピソードを含め、私自身には大変貴重な情報がたくさんあった。

今般の町執行部の町民や報道機関、杉原千畝氏のご親族などへの対応は、「人道・博愛」を掲げる八百津町として本当にそれでよいのかというような疑問が生じてしまいかねない。なぜ今般の世界の記憶に関して変更することになったのか、経緯の説明とともに、そうした町内外へのかたくなな対応、理由等があればあわせて伺いたい。

答 (山内タウンプロモーション室長)

「杉原リスト」ユネスコ世界

の記憶への登録申請については、昨年5月19日付でユネスコへ申請書を提出し、現在、今年の夏以降の審査結果を待っている状況です。

ご質問の申請書の変更については、今年の2月に杉原千畝氏の自筆手記2点を申請登録物から除きました。この経緯の説明については、以前、2月議会全員協議会、3月の自治会長会や各自自治会での行事等で町長等が説明していますが、第三者からの手記の真正性、出生地に関する異なる見解があることから、申請登録物について関係機関と協議し、杉原千畝氏自筆手記2点を除く6点とすることと判断し、申請書を修正させていただきました。

今回、修正はいたしました。当初から申し上げておりますとおり、手記の真正性、出生地に関する当町の主張は、正確な根拠に基づき正しいものであるという見解は変わりありません。また、少しやり過ぎではないかと思える町内や町外へのかたくなな態度や対応の理由についてのお尋ねですが、何がかたくなな態度、やり過ぎなのかわかりません。現在、ユネスコで審査中であることから静かに結果を待っているところです。